

福谷

市民ネットワークの福谷章子でございます。今回、市長から提出されました議案第137号、138号、139号、141号、145号、146号、147号について質疑を行います。

初めに、議案第137号・一般会計補正予算のうち、税務オンラインシステムの改修について伺います。

これは、地方税法の一部改正により、個人、市県民税において特別徴収制度が導入されることに伴って、税務オンラインシステムの改修費が生じるというものです。公的年金からの税金や社会保険料の天引きは、所得税の源泉徴収に始まり、介護保険料に拡大、本年4月よりは75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の保険料も年金よりの天引きとなり、そして65から74歳が加入する国民健康保険についても来年10月から天引きされることとなります。後期高齢者医療保険料については、高齢者や国民の大きな怒りを買って、廃止を求める世論に押され、政府が天引き以外の選択肢を広げたことは記憶に新しいところです。

今回の特別徴収導入の目的は、年金受給者の納税手続の負担軽減という趣旨でも提案されていますが、もともと全国市長会よりの要望にあったとのこと、徴収漏れや滞納の防止、徴収率向上にも寄与すると期待されているようですが、いかがでしょうか。

特別徴収の対象者は、前年中に公的年金等の支払いを受け、課税年度の4月1日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、給付額が年額18万円以上の方とのことですが、千葉市内で特別徴収される対象となる方はどの程度おられるのでしょうか。特別徴収の対象となる収入はどの程度なのでしょうか。

地方税法第15条では、納税の猶予として災害、病気、事業の倒産などによって納入することが困難と認められた場合、納税の猶予が認められています。こういった特別な事情が起こったとき、住民税が年金から先に天引きされてしまえば、生活のやりくりが困難を来しますが、納税の猶予が認められた場合、天引きは直ちに停止されるのでしょうか。また、これまでは、納期どおりの支払いが困難な場合、納税相談を行い分納などの措置がとられてきましたが、特別徴収でも可能でしょうか。

今回補正予算として計上された5,300万円では、どのようなシステム改修が行われるのでしょうか。特別徴収の運用は来年の10月からとのことですが、それまでに、今回の改修以外にもシステム改修が必要とのこと。どのような改修が必要なのか、また、その費用はどの程度かかると予想されているのでしょうか。

千葉市も加入する地方税電子化協議会は、今回の制度導入にどのような役割を果たしているのでしょうか。また、今回の制度導入に対して、千葉市は協議会に対してどのような費用負担が生じるのでしょうか。

特別徴収によっても、一人一人の税や公的負担の額に変化があるわけではありませんが、受け取る年金額が減ってしまうわけで、かなりの負担感があると思われます。ですから、制度ができる前に年金受給者への丁寧な制度説明があつてしかるべきです。今後、一人一人に対してどのような情報の提供をされるのでしょうか。

次に、議案第138号・暴力団による公の施設の使用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について伺います。

この条例は、公の施設において暴力団の利益となる使用を排除することで、市民の安全・安心に資することを目的とし、関係する公の施設の設置管理条例の整備に関する条例を制定するものです。暴力団とは、構成団体を含むその団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長するおそれがある団体と法に規定されていますが、その中でも、都道府県公安委員会が指定した指定暴力団は、全国に何団体あり、千葉市を活動拠点としている暴力団は何団体あるのか、お示してください。今までに暴力団が公の施設を使用して問題となった事例には成田の事例があったとのことですが、千葉市内では、そのような事例が今までにあったかどうか、伺います。

県内近隣市や他政令市では、このような公の施設の使用を制限するような条例整備の状況はどのよ

うになっているのでしょうか。暴力団の利益となる使用とありますが、利益とはどのようなものを想定しているのか、また、その判断はどのように行うのでしょうか。今回使用を制限するのは32の条例によって設置される施設が対象となっており、これらは公の施設の一部ですが、これらの施設を対象とした理由について伺います。使用の制限を判断することは、指定管理者にとっては非常に責任の重いことだと考えられますが、その際に、千葉市としてはどのような役割を果たすのでしょうか。

次に、議案第139号・千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について伺います。

この条例改正は、これまで物品のリースなどに限定されていた長期継続契約に、庁舎などにおける清掃・警備・受付・案内業務など、役務の提供を受ける契約を追加するとした内容です。これまで、このような現場で働く者にとっては、単年度契約は雇用が不安定であることから、雇用継続の保障が求められてきていました。また、技術や経験の継承の弊害や単年度契約ではあっても、指名競争入札方式において同じ業者が高落札率で長年にわたり受注しているという不透明な実態も、この間、議会で明らかとなりました。千葉市がこのような現状の問題点を踏まえ、制度改正に至った点は評価できるものです。しかし、運用に当たっては幾つかの課題があると考えますので、以下、何点か質問いたします。

来年度の契約から適用されるものですが、同時に、市では1,000万円以上の役務を伴う契約において希望型一般競争入札の導入を図るよう各局に指導しているとのこと。あわせて実施することでの効果について、また、各部局ごとにどちらも初めてのところが大半ですが、実施する上で混乱も一部予想されますが、いかがでしょうか。

長期継続契約により、契約金額が増大し、より事業者の仕事を受けたいという意欲が高まり、競争性が図られ、過度なダンピング入札が懸念されます。それにより運営コストの大半を占める人件費を安くし、大幅な賃下げにつながらないか、正規雇用ではなく、パートやアルバイトなど、不安定雇用を助長することにならないかが心配されます。このような問題に対して、市としてどのように認識し対応するのか、伺います。

3年継続となった場合、総額が3,500万円以上となり、WTOに伴う特定調達契約が想定されるのはどこでしょうか、具体的にお示しください。WTOに伴う契約においては、最低制限価格制度を適用することができませんが、どのようにして低入札の対処をするのでしょうか。

役務を伴う長期継続契約においては、市民サービスと直結するものであり、良質な事業者の育成また地元の経済活性化につなげていくことが求められます。選定に当たって、価格だけの選定では不十分と考えますが、いかがでしょうか。今後、事業者の労働条件や障害者雇用、子育て支援などの市としての独自の評価点を考慮した総合評価方式をとることについて検討を求めますが、見解を伺います。

3年後においては、新たな契約となるわけですが、来年度実施後の各部局での情報を集め、問題点などを明確にする中で改革を徹底して行ってほしいと考えますが、今後のPDCAサイクルをどのように行っていくのか、伺います。

次に、議案第141号・千葉市国民健康保険条例の一部改正について伺います。

この議案は、産科医療補償制度が平成21年1月1日から開始されることに伴い、妊産婦に新たな掛金が生じることから、出産育児一時金を改定するために条例を改正しようとするものです。現在、出産育児一時金として35万円を支給していますが、規則で定める場合には3万円を加算して支給するというものです。

現在、国民健康保険における出産育児一時金の支給件数をお示しください。規則では、産科医療補償制度に加入している医療機関において出産した場合とありますが、この制度に加入している医療機関の病院、診療所、助産所の内訳をお示しください。このところ、産婦人科医不足が懸念されていますが、千葉市内における産婦人科医療機関の数の動向についてお示しください。

この制度は、保険料だけで賄えるように設計されているのか、具体的にお示しください。

分娩に関連した脳性麻痺は、どの程度の割合で発症しているのでしょうか。補償対象者は、出生体

重 2,000 グラム以上かつ在胎週数 33 週以上の分娩に関連して発症した脳性麻痺の子で、看護、介護の必要性が高い身体障害者等級の 1 級または 2 級に相当する重症者を対象とするものでありますが、ただし書きにおいて、28 週以上の子についても個別審査によって対象となることがあるとあります。限定的なものです。個別審査はどこで行うのか、伺います。

この制度による一般会計からの繰入金をお示してください。

次に、議案第 145 号・工事請負契約について伺います。

これは、老朽化し、耐震性も不十分であることから改築を行う千葉市立花園中学校の工事請負契約に関する議案です。

現在の校舎はそのまま使いながら、校庭に新校舎を建てる計画ということですが、仮設校舎を建てずに、新校舎を南側の校庭部分に建てる方法を選んだ理由は何でしょうか。デメリットはないのでしょうか。今後も市内の学校の改築に当たっては、同じように校庭部分に新校舎を建てる方法をとる方針でしょうか。

当該中学校は、送電線のそばにあるとのことで、建てかえにより、より送電線に近づくことになり、電磁波が生徒に及ぼす影響が心配されます。現在の校舎でその電磁波の強さと、新校舎の位置での数字を示していただきたい。そして、その数字の健康への影響についての見解を伺います。

五つの入札業者のうち 2 者が低入札調査対象で、2 者が特別重点調査対象となっていますが、それぞれどのような調査なのでしょう。池田工建・与志建設共同企業体は 71.44%という低入札だったことから、低入札調査対象となりました。今後、工事内容、下請会社の労働環境などを市がチェックしていく必要があると思いますが、その対策についてはどのようにお考えでしょうか。

太陽光発電設備の発電量は 20 キロワットということですが、設置費用はどのくらいで、国からの補助は幾らでしょうか。この施設をどのように教育に生かすお考えでしょうか、お聞かせください。

当該校は 27 学級という規模の多い学校ですが、今後の生徒数、学級数の推移はどのように考えているのか、伺います。もし、学級数が減った場合の学校施設の地域利用についてはどう考え、設計に生かされているどうか、伺います。

次に、議案第 146 号・指定管理者の指定について、さつきが丘いきいきセンター、議案第 147 号・指定管理者の指定について、真砂いきいきセンターについて伺います。

指定管理者の募集に対し、いずれの施設も 1 団体すなわち社会福祉事業団だけしか応募がなかったことについて市はどのように考えるか、お聞かせください。

仮に今回の議案が承認されると、市内八つのいきいきセンターすべてが社会福祉事業団 1 者に委託されることとなります。生きがい活動支援通所事業や機能回復訓練のための施設として市が進めるいきいきセンターの運営について、そのノウハウがほかには広がらないこととなります。また、事業団側にとっても、5 年という限られた期間で 8 施設に常勤職員を抱えることとなります。いきいきセンターを指定管理者を指定して管理運営する施設としてふさわしいと考えるかどうか、見解を伺います。

事業団側から示された提案内容についてお尋ねします。施設が設置される地域性について、それぞれどのように把握しているのか、また、地域との連携についてはどのような提案があったのでしょうか。運営においてどんなところを評価して選定されたのか、提案された委託費は幾らなのかお示してください。

地域福祉推進の視点から、いきいきセンターのあり方を市としてどのようにお考えになっているのか、伺います。

指定管理者制度の中では、毎年、指定管理者側から評価シートが提出されており、事業内容に加え、収支状況も報告されています。いきいきセンターの収支状況は毎年黒字となっていますが、余剰分は事業団の本部経費として計上されていると聞いています。本部経費は当然必要な経費であり、本来なら支出の中に明記されるべきものと考えます。委託料はその実績によって数年で見直しがされるわけであり、本来必要経費が示されていない中で委託料を評価することは不合理であると考えます。指定管理者制度導入に当たって、この点は検討されたかどうか、伺います。

以上で、1 回目の質疑といたします。

初めに、[議案第 137 号・平成 20 年度千葉市一般会計補正予算のうち、税務オンラインシステム改修費について](#)お答えします。

まず、[徴収漏れや滞納の防止、徴収率の向上などが期待できるか](#)とのことですが、公的年金等に係る特別徴収制度は、年金受給者の納税の利便性の向上及び市町村の徴収事務の効率化等を目的として導入されるもので、納税者が金融機関等へ出向かなくても納付できることなどから、徴収率の向上等にも寄与するものと考えております。

次に、[特別徴収の対象者数及び収入について](#)ですが、対象者は本年 10 月現在で約 7 万 1,000 人ですが、21 年 10 月から制度を円滑に実施するため、本市では収入が公的年金のみで、現在金融機関等の窓口で納付されている方、約 1 万 4,000 人を対象に特別徴収を実施したいと考えております。また、対象者の収入につきましては、公的年金のみの方の場合、単身者は年額 155 万円、夫婦 2 人世帯で配偶者を扶養している方は年額 211 万円を超える方が対象となります。

次に、[地方税法第 15 条に基づく徴収の猶予について](#)ですが、災害、疾病等の理由により一時的に納税が困難と認められたときは、申請に基づき速やかに特別徴収を中止し、これまでと同様、分割納付の相談に応じるなど、適切に対応してまいります。

次に、[オンラインシステム改修の内容について](#)ですが、今回の補正予算では、特別徴収制度の対象者抽出のためのシステム構築、介護保険システムなど既存システムとの整合性の確保などの改修を行います。また、平成 21 年度には、社会保険庁等の年金保険者に特別徴収を依頼するためのシステムや収納、滞納システムの改修などを行う予定であり、改修費用はおおむね 2 億円程度を見込んでおります。

次に、[社団法人地方税電子化協議会の役割について](#)ですが、社会保険庁等年金保険者の有する 4 月 1 日現在の年金受給者及び地方公共団体の特別徴収対象者などの情報を相互に交換する経路機関としての役割を担っております。また、今回の制度導入に伴う費用負担につきましては、システム運用関係費などとして約 700 万円を見込んでおります。

次に、[周知方法について](#)ですが、来年 1 月以降、市政だよりや市のホームページ、リーフレットなどの各種広報媒体の活用はもとより、自治会への回覧や出前講座を実施するほか、6 月初旬に送付する納税通知書にお知らせを同封するなど、周知に努めてまいります。

[次に、議案第 139 号・千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について](#)お答えします。

初めに、[長期継続契約と希望型指名競争入札をあわせて実施することの効果について](#)ですが、長期継続契約は受託業者が一定期間固定されることから、業者の選定に当たっては、これまでの随意契約や指名競争入札に比べ、より競争性や透明性が高い希望型指名競争入札を採用するよう各局に指導しているところであります。双方をあわせて実施することにより、受注意欲の高い業者の入札参加が可能となり、より効率的な業務の執行が期待できるものであります。なお、事務上の混乱が生じないように、引き続き、各局の指導に努めてまいります。

次に、[ダンピング入札等により、大幅な賃下げや不安定な雇用を助長することにならないか](#)とのことですが、業者は応札するに当たりまして、業務の仕様を確実に履行するため適正な賃金を積算し入札に臨むものと考えております。また、業務委託等の入札に当たりましては、最低制限価格を設け、それを下回る入札額の場合は失格としております。

次に、[3 年継続契約となった場合に、WTO の対象となることが想定される契約について](#)ですが、現在想定される主なものは、本庁舎、中央区役所、稲毛区役所、若葉区役所、美浜区役所、中央卸売市場、千葉競輪場などの清掃業務委託であります。

次に、[WTO に伴う契約における低入札への対応について](#)ですが、WTO では最低制限価格を設定できないことから、低入札価格調査制度の導入を指導しております。今後も、極端な低入札の抑制に努めてまいります。

次に、[業者選定に当たり、総合評価方式を導入することについて](#)ですが、業務委託等の入札に当たっては、業務の履行を確実にものとするため、業者の実績など一定の条件を入札参加資格要件として設定し、その要件を満たし、かつ最も低い価格で応札した業者と契約しておりますが、総合評価方式

	<p>の導入については、今後、他都市の状況等を調査するなど、研究してまいります。</p> <p>次に、PDCAを行うことについてですが、長期継続契約制度の特徴を生かす上で、各所管における制度導入後の効果や問題点等を共有することは重要であると考えておりますので、効果的な手法等について、さらに調査研究してまいります。</p> <p><u>最後に、議案第145号・工事請負契約のうち、所管についてお答えします。</u></p> <p>低入札価格調査と低入札価格特別重点調査は、それぞれどのような調査かとのことですが、両調査ともに、極端な低入札を抑制し、工事品質を確保するための制度であります。具体的には、低入札価格調査は、各業者の入札額が設計金額における直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額、いわゆる低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札審査委員会において、入札価格の内訳や技術者の配置状況、手持ち資材の状況など12項目の調査を行い、工事の履行が可能かどうかを判断いたします。また、低入札価格特別重点調査は、入札額が低入札調査基準価格を下回り、かつ設計金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%、一般管理費の30%のいずれかを下回った場合に、重点調査の対象となるもので、低入札審査委員会において29項目にわたる、より詳細な調査を行うものであります。なお、低入札価格特別重点調査の対象となった業者で落札した業者は、これまでありません。</p>
<p>総務局長</p>	<p>初めに、<u>議案第138号・暴力団による公の施設の使用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について</u>お答えいたします。</p> <p>まず、指定暴力団の数についてですが、全国で22団体でございます。また、千葉市における暴力団体数につきましては、指定暴力団の構成団体であるものが13団体あると聞いております。なお、指定暴力団以外の暴力団につきましては、その数が変動するものであり、把握は難しいものと聞き及んでおります。</p> <p>次に、暴力団が公の施設を使用して問題となった事例についてですが、成田市の公営斎場において3日間にわたり暴力団組長の組織葬が行われ、市民の使用に支障が生じた事例がございます。なお、千葉市内の公の施設におきましては、これまでにそういった事例はございません。</p> <p>次に、県内近隣市や他政令市での条例整備の状況についてですが、県内においては、昨年度、市川市、浦安市、木更津市、袖ヶ浦市が、また政令市では、静岡市と浜松市が制定しております。</p> <p>次に、暴力団の利益とその判断についてですが、暴力団の利益とは、資金集めなどの金銭面のみならず、組織の誇示など、一切の暴力団の利益になるものを対象としております。また、その判断につきましては、暴力団の利益になる使用の疑いがある場合、その施設のある地域を管轄する警察署長に暴力団の利益になるか否かの意見を聞き、判断することとなります。</p> <p>次に、32の条例によって設置される施設を対象とした理由についてですが、不特定多数の市民が使用する施設で、かつ、複数人による占有使用が可能である施設を対象としております。なお、福祉施設や学校など、特定の者のみが利用できる施設につきましては対象としておりません。</p> <p>次に、指定管理者が施設の使用を制限する際の市の役割についてですが、暴力団の排除は非常に特殊な事案であることから、その対応を指定管理者にすべてゆだねるのではなく、市は指定管理者と一体となって警察署と連携を図りながら対応してまいります。また、市、指定管理者、警察署の3者による連絡体制を構築し、緊急時にも即応できるようにしてまいります。</p> <p>次に、<u>議案第146号及び議案第147号の指定管理者の指定について</u>のうち、所管についてお答えします。</p> <p>評価シートにおいて、本部経費は支出の中で明記されるべきものとするが、指定管理者制度導入に当たってこの点は検討されたのかとのことですが、評価シートにおける収支状況につきましては、指定管理事業者の実績が正確にあらわれるよう検討したところでございます。しかしながら、社会福祉事業団などの特殊な会計処理については反映し切れていない部分もあることから、今後は、より管理実態に合った記載となるよう改善してまいります。</p>
<p>保健福祉局長</p>	<p>初めに、<u>議案第141号・千葉市国民健康保険条例の一部改正について</u>お答えします。</p> <p>まず、出産育児一時金の支給件数についてですが、平成19年度は1,379件となっております。</p> <p>次に、制度の加入医療機関の内訳についてですが、本年11月現在で、病院は6カ所すべてが加入し、</p>

	<p>診療所は 15 カ所のうち 12 カ所が加入しており、助産所は 5 カ所すべてが加入しております。</p> <p>次に、市内における産婦人科医療機関数の動向についてですが、産婦人科を標榜する市内の病院、診療所は、現在 37 医療機関で、平成 11 年 10 月と比較して 6 医療機関が減少をしております。</p> <p>次に、制度の保険料についてですが、脳性麻痺の重症者への 1 人当たりの補償額 3,000 万円に、補償対象見込み者数 1,000 人を乗じ、補償見込み総額を 300 億円とし、その補償見込み総額を出生見込み者数 100 万人で割り返し、保険料を 3 万円としたものであります。</p> <p>次に、脳性麻痺の発症数についてですが、出生者 1,000 人当たり 2.2 人から 2.3 人と見込まれております。</p> <p>次に、補償対象者の審査についてですが、日本医療機能評価機構において、産科医、小児科医及び学識経験者等で構成される審査委員会で審査が行われることになっております。</p> <p>次に、出産育児一時金の改定に伴う一般会計繰入金についてですが、出産育児一時金に加算される 3 万円については、3 分の 2 相当額が一般会計繰入金となります。</p> <p>次に、議案第 146 号及び第 147 号、指定管理者の指定についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、社会福祉事業団だけしか応募がなかったことについてですが、応募事業者への説明会や類似施設の見学会には 3 者の参加がありましたが、最終的な指定申請は社会福祉事業団 1 者となったものであります。</p> <p>次に、いきいきセンターが指定管理者により管理運営する施設としてふさわしいかについてですが、市民サービスの向上と管理経費の縮減の観点から、指定管理者に管理運営させることが適切であると考えております。</p> <p>次に、事業団から示された提案内容についてですが、まず、施設が設置される地域性については、両センターともに区内で高齢者が多い地域とした上で、さつきが丘については公民館が隣接しており、連携による効果的な施設運営が期待できる地域であるにとらえております。また、真砂については、高齢者が自由に集える場が限られていることから、地域における高齢者の居場所、活動場所として期待されている地域にとらえております。</p> <p>次に、地域との連携についての提案内容ですが、周辺自治会や老人クラブなど各町内に組織されている関係機関や高齢者団体などと連携するとともに、地域の幼稚園や小中学校等との世代間交流などを通じて、高齢者も社会を支える一員として生きがいを持って活動できるよう支援することとしております。</p> <p>次に、選定された理由と提案された委託費についてですが、選定理由については、条例に定める市民の平等な利用の確保など、指定の基準に基づく 16 の審査項目すべてにおいて社会福祉事業団からの提案内容が適切と判断されたものであります。また、提案された委託費については、1 カ所当たり年間 2,258 万 7,000 円となっております。</p> <p>最後に、地域福祉推進の視点から見たいきいきセンターのあり方についてですが、市の地域福祉計画では、地域で暮らす人々が出会い、交流するために、近隣の方々が気軽に利用できる身近な居場所を確保することや地域において、さまざまな世代の人々が気軽に参加できる交流の機会をふやすことを課題として掲げております。いきいきセンターは、これらの課題に対応できる地域住民の居場所として、今後も計画的に整備を進めてまいります。</p>
<p>教育次長</p>	<p>議案第 145 号・工事請負契約、千葉市立花園中学校改築工事についてお答えします。</p> <p>まず、仮設校舎を建てずに新校舎を南側に建てる理由についてですが、新校舎の建設期間 2 年のほか、仮設校舎の建設と既存校舎の解体期間がさらに 1 年必要となり、3 年間すべての期間を仮設校舎で生活し卒業することとなる生徒が発生するため、新校舎完成までの期間が 1 年早い南側配置としたものであります。なお、特にデメリットはありません。</p> <p>次に、今後の改築についても、校庭部分に新校舎を建てる方法をとる方針なのかとのことですが、今後の改築に当たっては、敷地の面積、形状、周囲の環境、学校の規模等に応じて建築方法を決定してまいります。</p> <p>次に、現在の校舎と新校舎での電磁波の量と健康への被害についてですが、現在の校舎と新校舎での電磁波は 0.4 ミリガウスであります。新校舎においては、最も送電線に接近する場所で 16.9 ミリガ</p>

	<p>ウスであり、問題ないものと認識しております。なお、我が国においては規制値はありません。</p> <p>次に、太陽光発電設備の設置費用、国からの補助額及び教育への活用についてですが、設置費用は、設備工事のみで 2,100 万円程度であり、国からの助成額はおおよそ半額程度であります。また、太陽光発電の仕組みや発電量などをパネル型モニターに表示し、生徒の環境教育に生かすこととしております。</p> <p>次に、花園中学校の今後の生徒数、学級数の推移についてですが、平成 20 年 5 月の推計では、平成 25 年度に生徒数は約 980 人、学級数は 27 学級となり、その後大きな開発がなければ、緩やかに減少するものと見込んでおります。</p> <p>最後に、学級数が減った場合の学校施設の地域利用をどう考え、設計に生かしているのかのことですが、将来において多様な利用形態に対応できるよう、一部教室の壁を簡易なものとしております。なお、花園中学校用地は、学校用地として千葉県から借用している土地であり、転用し、地域利用する際には協議が必要となります。</p>
<p>都市局長</p>	<p>議案第 145 号・工事請負契約についてのうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>工事内容のチェックについてですが、千葉市が委託した設計事務所の監督員を常駐させ、市の監督員とともに複数の視点より工事の品質確保や工事中の検査を的確に行ってまいります。また、下請会社の労働環境のチェックと対策についてですが、現在、本市の下請負の適正化に関する指導指針に基づき、元請に対し雇用、労働条件の改善や安全衛生の確保、福祉の充実などの指導を行っていることから、この指導指針の厳格な運用を図ってまいります。</p>
<p>福谷</p>	<p>それでは、2 回目をお願いいたします。</p> <p>まず、議案第 137 号なのですが、年金受給者の納税の利便性の向上と言いつつ、これからの大量退職時代を迎える中で、徴収事務の効率化を目指しての導入が本意であることは間違いがないようです。しかし、これは効率性で論じる問題ではないと思います。公共料金の滞納などは暮らしの危機のシグナルとも見ることができます。それをキャッチし丁寧に対応することが行政の仕事として重要なのではないのでしょうか。年金からの天引きは、シグナルの発見をおくらせることになるのではないかと危惧しますが、いかがでしょうか。あれもこれも年金天引きとなってしまった場合、来年 10 月以降、例えば 75 歳の単身者で年金収入のみ年額で 240 万円程度の方は、一体どの程度の年金をみずからの手に受け取ることができるのでしょうか。</p> <p>今回のシステム改修については、交付税措置されるというものの、千葉市は不交付団体ですので全くの市費となります。また、制度改正に伴う国よりの仕様書の自治体への送付もおくれ、全国の自治体は今また大変な状況とも聞きます。今回のような義務的な事務を一方的に自治体に課するのは、地方分権に反していると言えないでしょうか。御見解を伺います。</p> <p>次に、議案 139 号・長期継続契約についてですが、長期継続契約では、一定期間固定されることから、これまでの随意契約や指名競争入札に比べ競争性、透明性が高い希望型指名競争入札とあわせて導入する。また、業者が適正な賃金を積算し入札に臨むものと考えるとの答弁でした。しかし、競争性、透明性を価格のみで行うことでは、過度なダンピングや働く者への賃下げが起きており、いまや全国的な問題となっているわけです。既に希望型指名競争入札を取り入れた本庁舎の状況ですが、清掃業務委託においては、平成 19 年度の 2,583 万円から 20 年度は 1,771 万円へと大幅に下がりました。これは、入札 7 者中 5 者が予定価格の 3 分の 2 である最低制限価格であったため、くじ引きで決定した結果です。また、WTO 対象としての清掃業務ですが、現在は、単年度で青葉病院と海浜病院の 2 カ所が対象となっています。このうち青葉病院での状況を伺ったところ、平成 18 年度では落札率 93%、契約金額 6,510 万円だったものが、19 年度では落札率 42.91%で契約金額は 2,986 万円となって、大幅なダンピングがなされています。これが 3 年間継続の場合、本庁舎、区役所を初めとして 10 カ所の清掃業務が追加されることが想定されます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>少なくとも市としての契約において、社会的問題となっている低賃金などの雇用環境の改善の一翼を担うことが期待されます。業者が適正な賃金を積算し入札に臨むものと考えるとの答弁ですが、入札事業者の労務単価の把握など、適正な賃金であるかどうかチェックすることについての見解を伺い</p>

ます。

業者のWTOでは、予定価格の3分の2を下回った場合、低入札価格調査制度を導入することです。調査を行うのはだれで、どのような調査内容なのか、また、契約完了時の調査内容の実施状況など把握するのか、伺います。

低入札価格調査が行われた青葉病院では、一部のエリアで2週間ほど清掃が行われた状況が見えないなど、問題が生じ、業者に指示書が出されています。業務内容が市民サービスと直結するものであることから、質の確保は重要であります。どのように入札に反映させるのか、伺います。

次に、議案第145号・花園中学校の改築についてです。

電化製品や高圧送電線が出す超低周波の人体影響について、世界保健機構が小児白血病との関連が否定できないとして、各国に対策法の整備など予防的な措置をとることを求める勧告を盛り込んだ環境保健基準を2007年6月にまとめました。日本や米国などで疫学調査から常時平均3から4ミリガウス以上の電磁波にさらされていると小児白血病の発症率が2倍になるとの研究結果を支持、電磁波と健康被害の直接の因果関係は認められないが、関連は否定できず、予防的な対策が必要だと結論づけました。この見解に照らし合わせれば、花園中新校舎の電磁波の強さは16.9ミリガウスとのもので、子供たちの学習環境としては、長期的に見て安全かどうか疑わしい数字です。日本でも、2007年10月に経済産業省原子力安全・保安院は、鉄塔や電柱の送電線などを対象に超低周波電磁波の制限値を設けて規制する方針を決めています。

御答弁では、送電線が新校舎近くにあることで健康への影響は問題ないとのことでしたが、どのような検討のもとに結論づけられたのか、お示してください。また、子供たちの中には、化学物質過敏症など、体調管理の配慮が必要な子供も含まれていることも想定されます。中学やこれから入学する小学生の保護者へ電磁波や建築資材に関する情報提供もするべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

太陽光発電ですが、設備に2,100万円の経費をかけるのですから、環境教育にしっかり生かしてもらいたいと思います。具体的にどのようなプログラムを考えておられるのか、お聞かせください。

以上で、2回目の質疑といたします。

財政局長

2回目の御質問にお答えします。

初めに、議案第137号・一般会計補正予算の税務オンラインシステム改修についてお答えします。

まず、**年金からの天引きにより、生活困窮者の発見がおくれるのでは**とのことですが、これまで同様、区役所窓口等での納付相談を随時行うほか、6月初旬納税者に送付する納税通知書には、減免や納税猶予についてのお知らせを同封するなど、適切に対応してまいります。

次に、**75歳の単身者で年額240万円の年金収入のみの方の手取り額**ですが、源泉徴収される所得税並びに特別徴収される介護保険料や後期高齢者医療保険料及び個人住民税など、合わせて約25万5,000円を差し引き、手元には約214万5,000円となります。

次に、**今回の措置は地方分権に反するのでは**とのことですが、制度導入の目的である年金受給者の利便性向上はもとより、事務の効率化による徴税コストの抑制効果など、広く納税者の利益に寄与することが期待されるもので、地方公共団体によって差異が生じるようなことは適当ではなく、地方分権に反するものではないと考えております。

次に、議案第139号・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてお答えします。

初めに、**適正な賃金であるかのチェックについて**ですが、業務委託契約に当たりましては、委託金額の積算内訳書等により、労働者の賃金を確認するとともに、適正な賃金の確保及び労働関係法令等を遵守するよう指導しております。

次に、**WTOにおける低入札価格調査の方法について**ですが、所管課長などの関係職員が仕様書に基づいた履行の確保が可能であるかどうかの視点から、入札金額の積算内訳等の調査を行うこととしております。また、契約完了時における調査内容の実施状況につきましては、仕様書等に基づいて確実に履行されたかどうかを確認いたします。

最後に、**業務内容の質の確保について**ですが、業務品質の低下を招かないよう、適正な仕様書を作

	成し入札に当たるよう指導しております。また、契約期間中にあっても、適宜、業務の確実な履行について業者への指導を行っております。
教育次長	<p>議案第145号・工事請負契約、千葉市立花園中学校改築工事についての2回目の御質問にお答えします。</p> <p>まず、送電線が新校舎近くにあることで健康への影響がないと判断した理由ですが、平成19年6月に世界保健機構WHOが行った科学的事実報告で、動物実験などから因果関係とみなせるほど強いものではないと発表していることからであります。</p> <p>次に、保護者への情報提供についてですが、改築工事に伴う必要な情報で保護者に周知すべきものについては、今後、花園中学校及び学区内小学校に提供してまいります。</p> <p>最後に、太陽光発電の環境教育での活用についてですが、社会科、理科、家庭科等の各教科や総合的な学習の時間における環境学習で、環境に優しい新エネルギーとして太陽光発電を取り上げるほか、日常的にモニターに表示される数値の変化を通して、太陽が作り出すエネルギーや地球環境への生徒の興味、関心を高め、理解を深める生きた教材として活用できるものと考えます。</p>
福谷	御答弁ありがとうございました。今まで伺いました情報を踏まえまして、あすの常任委員会で、それぞれ深めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。